新潟県

浄化槽を正しく管理して、きれいな水環境を守りましょう。

浄化槽は、トイレからのし尿や台所の洗い水などの家庭から排出される汚水を、微生物の働きなどを利用して、きれいな水にする施設です。

浄化槽がいつも汚水をきれいにするには、その維持管理が重要です。

維持管理については、①微生物の管理や付属機器の点検（保守点検）、②槽内に溜まった汚泥の引き抜き（清掃）、③法定検査の受検が浄化槽法で義務付けられています。

新潟県では、法定検査（11条検査）について、平成18年2月1日から新たな検査方式を導入しました。

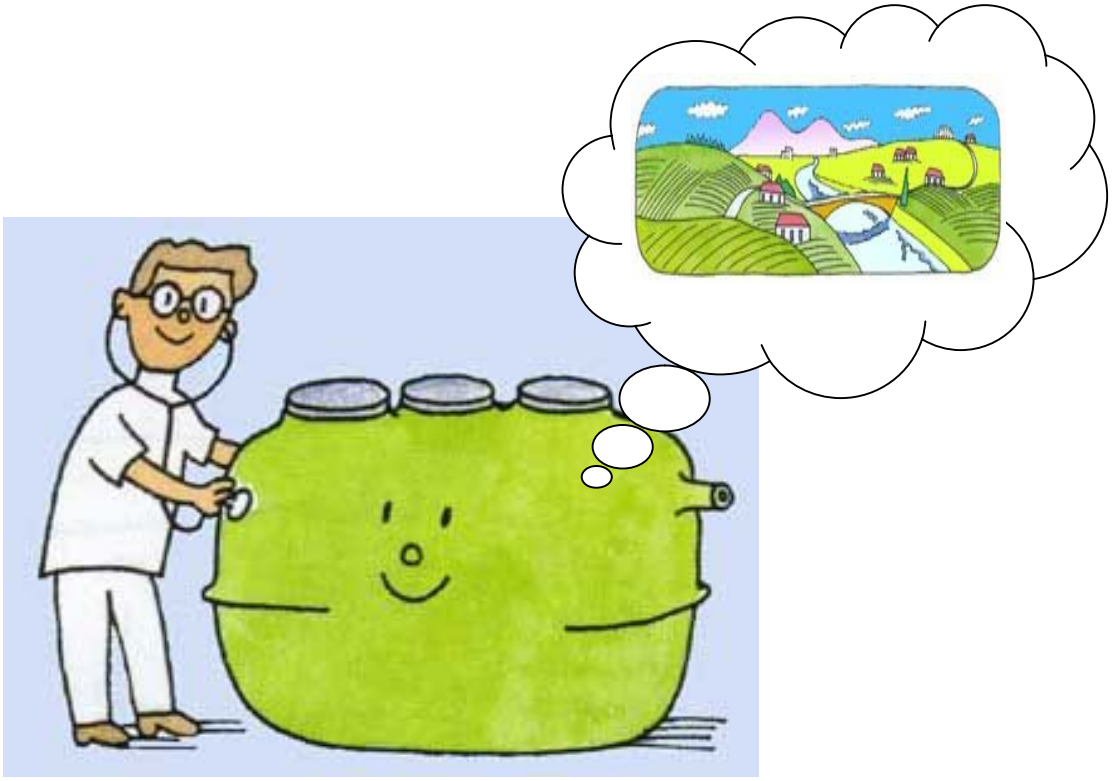

新潟県県民生活・環境部

法定検査には7条検査と11条検査の2種類があります。

浄化槽を使用している方（浄化槽管理者）は、浄化槽が正しく設置され、適正に維持管理されているかを確認するため、保守点検や清掃とは別に、県が指定する検査機関による検査（法定検査）を受検することが浄化槽法で義務付けられています。

法定検査には、法第7条に基づく検査と法第11条に基づく検査があり、外観検査・水質検査・書類検査により浄化槽の診断を行います。

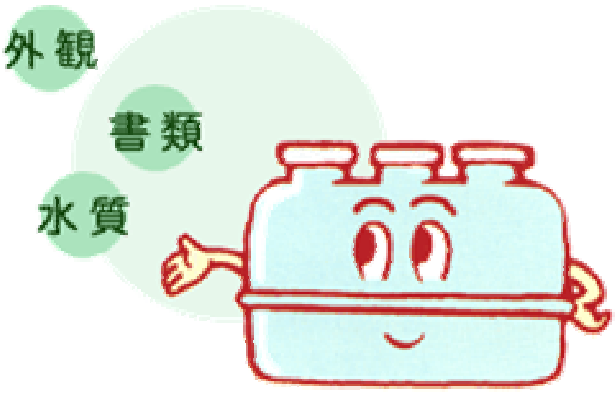

1．7条検査（竣工検査）

（主に設置状況を見る）

設置後、浄化槽が正常に機能し始めた頃（使用開始後３か月経過日から５か月間）に実施し、所期の機能が発揮されているかを確認する検査です。

検査の申込みは、浄化槽を設置した工事業者に依頼することができます。

2．11条検査（定期検査）

（主に使用･管理状況を見る）

毎年１回、浄化槽が適正に管理され、正常に機能しているかどうかを確認する検査です。

新潟県では、これまで20人槽以下の浄化槽に限り、11条検査に代えて水の汚れの目安となる生物化学的酸素要求量（BOD）の検査（放流水検査）を行ってきましたが、平成18年２月1日から、検査内容と方法の一部を変更し、11条検査として受検していただくこととなりました。

なお、21人槽以上の浄化槽は、これまでと同様に11条検査を受検していただきます。

検査の申込みは、保守点検業者に依頼することができます。

【法定検査料金】

人槽	5～10	11～20	21～50	51～200	201～500	501～2,000	2,001～
7条検査	11,200円	12,600円	12,600円	18,800円	23,600円	26,600円	31,000円
11条検査	3,700円	3,700円	8,600円	12,600円	16,000円	18,800円	22,000円

※　新潟県では、法定検査が適正に実施されることを目的に、浄化槽管理者の氏名、住所、浄化槽の型式、人槽等を県が指定した検査機関に情報提供しております。
　これらの情報は、浄化槽の適正な維持管理等の目的以外には使用しません。

20人槽以下の浄化槽の法定検査（11条検査）に新方式が導入されました。

新方式（効率化11条検査）の実施方法について

20人槽以下の浄化槽について平成18年2月1日から導入された新方式（効率化11条検査）は、現地検査とBOD（注1）検査用の放流水の採取を、新潟県浄化槽法定検査管理協議会（注2）から指定された採水員（注3）が行い、BODの検査結果と採水員が確認した結果を合わせて総合判定を検査員が行う方式です。

【効率化11条検査の流れ】

受検申込み

・直接又は保守点検業者を通じて指定検査機関に受検を申し込みます。

↓

保守点検業者（採水員）
1　放流水の採取
2　外観検査・書類検査
3　水質検査
　残留塩素濃度、溶存酸素量

・採水員が放流水（検査用試料）の採取等を行い、現場検査の結果を添えて指定検査機関に送ります。
・通常、定期的な保守点検と合わせて行います。

↓

指定検査機関（検査員）
1　水質検査
　pH、塩化物イオン濃度、透視度、BOD
2　総合判定

・水質検査の結果と採水員からの現場検査の結果を確認し、検査結果書を作成します。
・総合判定で「不適」と判定された浄化槽は、後日、指定検査機関が原因を調査するために現場検査（2次検査）を行うことがあります。２次検査を行う日時は別に連絡します。
・上記のほか、全体の検査の３％程度の基数を対象に指定検査機関が現場検査を行います。

↓

浄化槽管理者に結果通知
（結果は、県（又は新潟市）にも報告されます。）

・検査結果書は、指定検査機関から浄化槽管理者へ検査済証と合わせて交付されます。
・保守点検契約をしている保守点検業者(採水員)にも検査結果書の写しが交付され、今後の維持管理の参考とします。
・検査結果は、浄化槽法に基づき、指定検査機関から県(又は新潟市)にも報告されます。

新方式（効率化11条検査）の検査料金（保守点検、清掃料金は別途必要です。）

3，700円（1基当たり・非課税）・・・・平成18年2月1日改正

※なお、浄化槽法の改正により、法定検査を受検しない場合、罰則（過料30万円）がかかることもあります。

注1）　BOD：生物化学的酸素要求量といい、水中の有機物による汚濁の程度を示す指標
注2）　新潟県浄化槽法定検査管理協議会：県、新潟市、指定検査機関、保守点検業者及び清掃業者の団体で構成する協議会
注3）　採水員：保守点検業者に所属する浄化槽管理士であって、県の認めた講習会を受講し、新潟県浄化槽法定検査管理協議会から指定を受けた者

浄化槽についてのお問い合わせは、御契約の業者又は下記へお願いします。

○地域振興局健康福祉(環境)部等

機関名	所在地	電話番号	管轄する地域 (平成18年4月1日現在)
村上地域振興局健康福祉部 (村上保健所)	〒958-0864 村上市肴町10-15	0254-53-3151	村上市、岩船郡
新発田地域振興局健康福祉 環境部(新発田保健所)	〒957-8511 新発田市豊町3-3-2	0254-26-9139	新発田市、阿賀野市、胎内市、北蒲 原郡
新潟地域振興局新津支局健 康福祉環境部(新津保健所)	〒956-0032 新潟市南町9-33	0250-22-5187	五泉市、東蒲原郡
三条健康地域振興局健康福 福祉環境部(三条保健所)	〒955-0046 三条市興野1-13-45	0256-36-2234	三条市、加茂市、燕市、見附市 西蒲原郡、南蒲原郡
長岡地域振興局健康福祉環 境部(長岡保健所)	〒940-0865 長岡市四郎丸町173-2	0258-38-2532	長岡市、三島郡
魚沼地域振興局健康福祉部 (魚沼保健所)	〒946-0004 魚沼市大塚新田116-3	025-792-8619	小千谷市、魚沼市、北魚沼郡
南魚沼地域振興局健康福祉 環境部(南魚沼保健所)	〒949-6623 南魚沼市六日町620-2	025-772-8154	南魚沼市、南魚沼郡
十日町地域振興局健康福祉 部(十日町保健所)	〒948-0054 十日町市高山857	025-757-2400	十日町市、中魚沼郡
柏崎地域振興局健康福祉部 (柏崎保健所)	〒945-0053 柏崎市鏡町11-9	0257-22-4180	柏崎市、刈羽郡
上越地域振興局健康福祉環 境部(上越保健所)	〒943-0807 上越市春日山町3-8-34	025-524-4237	上越市、妙高市
糸魚川地域振興局健康福祉 部(糸魚川保健所)	〒941-0052 糸魚川市南押上1-15-1	025-553-1937	糸魚川市
佐渡地域振興局健康福祉環 境部(佐渡保健所)	〒952-1555 佐渡市相川2町目浜町20-1	0259-74-3428	佐渡市
新潟市市民局環境部 環境対策課	〒951-8550 新潟市学校町通1-602-1	025-228-1000	新潟市

○指定検査機関

名称	所在地	電話番号
(財) 新潟県環境衛生研究所	燕市吉田東栄町8番13号	0256-93-4509
(財) 下越総合健康開発センター	新発田市本町４丁目16番83号	0254-24-1145
(財) 新潟県環境分析センター	新潟市祖父興野53番地１	025-284-6500
(社) 新潟県環境衛生中央研究所	長岡市新産２丁目12番地7	0258-46-7151
(社) 県央研究所	三条市大字吉田1411番地甲	0256-34-7072
(財) 上越環境科学センター	上越市下門前1666番地	025-543-7664

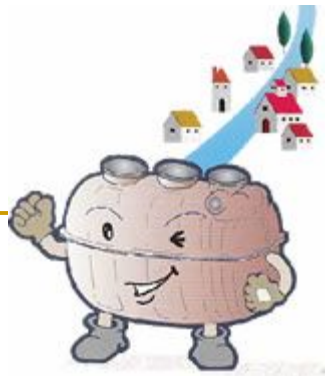

新潟県県民生活・環境部廃棄物対策課
〒950-8570 新潟市新光町４番地１
電話025-280-5160 FAX025-283-5879